

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年2月24日（木）

杉 並 区 議 会

## 目 次

前回記録について .....	3
杉並区スポーツ振興財団評議員候補者の推薦について .....	3
庁舎中棟エレベーターの時間外及び土日開庁時間中の運転について .....	3
ホームページに関するお知らせについて .....	4
平成22年度定期監査講評に基づく政務調査費収支報告書等作成時の注意 について .....	4
臨時会及び定例会ポスターについて .....	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年2月24日(木) 午後1時32分～午後2時00分					
場 所	第2委員会室					
出席理事 (4名)	理事	小川	宗次郎	理事	横山	えみ
	理事	大泉	時男	理事	鈴木	信男
欠席理事	(なし)					
理事以外の 出席議員	議長	小泉	やすお	副議長	渡辺	富士雄
	議員	河津	利恵子	議員	大槻	城一
事務局職員	事務局長	伊藤	重夫	事務局次長	佐野	宗昭
	事務局次長	高橋	正美	事務取扱区議事		
	代長			会事務局参事		
	調査担当長	鈴木	真理子	議担当係報長	井口	隆央
				議担当係務長	杉原	正朗
	議事係長	依田	三男	担当書記	小坂	英樹

(午後 1時32分 開会)

小川理事 議会運営委員会理事会を開会する。

《前回記録について》

小川理事 初めに、前回議事録についてご承認をいただきたいが、何かご意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川理事 それでは、ご承認をいただいたので、本日から公開の扱いとなる。

《杉並区スポーツ振興財団評議員候補者の推薦について》

小川理事 続いて、杉並区スポーツ振興財団評議員候補者の推薦について、説明をお願いしたい。

議会事務局次長 お手元に資料をおつけしているが、各種審議会等の構成員のうち、スポーツ振興財団評議員の2名の任期が平成23年3月31日に満了するというので、杉並区長から推薦依頼が別紙のとおりあった。現在の評議員については、今井議員と増田議員のお二方だが、議員任期の関係もあるので、引き続き両議員にお願いするというので推薦させていただきたいがよろしいか。

小川理事 ただいまの次長の説明について、質疑等があれば。

大泉理事 任期はいつまでか。

議会事務局次長 新しい任期は25年の3月31日までである。

大泉理事 今井議員はもう選挙に出ないということである。

議会事務局次長 議員がまた選挙でかわればその際にご協議をお願いすることになる。

小川理事 それでは、説明のとおりご了承をお願いしたい。

《庁舎中棟エレベーターの時間外及び土日開庁時間中の運転について》

小川理事 続いて、庁舎中棟エレベーターの時間外及び土日開庁時間中の運転について、説明をお願いしたい。

議会事務局次長 庁舎の中棟のエレベーターの時間外と土日開庁時間中の運転ということで、選挙管理委員会からのお願いである。期日前投票の期間中におけるエレベーターの運行とご協力をお願いということで、別紙資料の項目としては2番目の項目、対象となる期間と直通運転について、期日前投票期間中の平日の時間外、午後5時から午後9時までの間、3月25日金曜日から4月9日土曜日までの期間と4月18日月曜日から4月23日土曜日までの期間、中棟エレベーターの直通運転は、停止階が1階と6階ということ

になる。土日の開庁時間中の午前8時半から午後5時までの間、具体的な日付は記載の日付になるが、中棟エレベーターの直通運転で、停止階が地下2階、1階、6階ということになる。

ただ、途中の階で乗降することは可能であり、エレベーターの階を示すボタンをマグネットの板で、今申し上げた停止階の部分を押せる状態にしてあるが、もし途中の階で乗り降りすることが必要であれば、マグネット板をめくって階層ボタンを押すことは可能である。ただ、有権者の方の利便を図るために、できるだけのご協力をお願いしたいとの依頼の内容である。

**小川理事** ただいまの説明について、質疑等があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小川理事** それでは、説明のとおりご了承をお願いしたい。

#### 《ホームページに関するお知らせについて》

**小川理事** 続いて、ホームページに関するお知らせについて、説明をお願いしたい。

**議会事務局次長** 資料をごらんいただきたい。4月24日に執行される区議会議員選挙に当たって、お手元の資料のとおり、選挙期間中の議員や会派のホームページの取り扱いに関する文書を、本理事会の後、各議員ポストに投函させていただきたい。内容については、お読みいただきたい。

**小川理事** ただいまの説明について、質疑等があれば。

**鈴木理事** このホームページは、従前どおりの扱いということによいか。

**議会事務局次長** 毎回、区議会議員選挙に先立ち、お願いしている内容であり、特に変わりはない。

**議会事務局長** 基本的には、公示以降はホームページの更新はしないでいただきたいということである。前回19年のときも同様の文書をお出ししている。

**小川理事** ほかに何かあれば。——それでは、この件についてはよろしくお願いたしたい。

#### 《平成22年度定期監査講評に基づく政務調査費収支報告書等作成時の注意について》

**小川理事** 続いて、平成22年度定期監査講評に基づく政務調査費収支報告書等作成時の注意について、説明をお願いしたい。

**議会事務局次長** まず、2月22日付で杉並区監査委員から、平成22年度定期監査の講評があった。これによると、特に指摘事項は認められなかった、とのことであるが、注意事

項として、政務調査費収支報告書に不備等があるということで、必要書類や記載事項に不備があったものや、あるいは計算が誤っているものなどが見受けられたとのことである。

これを受けて、お手元の別紙文書にあるとおり、この理事会の後、各議員ポストに投函させていただきたいと考えている。政務調査費の収支報告等の提出に当たっては、これまでもいろいろご留意いただいているところであるが、改めて、こういったことが出されたので、使途基準、また同使途基準細目に沿って的確な処理をお願いしたいと考えている。

22年度分の政調費収支報告書等の最終提出期限は、記載のとおり4月8日金曜日とさせていただきます、これまで2回、期限を区切ってお願いしてきたが、まだ1回も提出されていない会派、議員がそれぞれ1会派、12名である。ぜひ早目に提出していただくよう、重ねてお願いをいたしたい。

また、Suica、PASMOの取り扱いについて、参考として監査結果の一部抜粋を添付しているが、この監査結果や専門委員会での審査を受け、調査検討委員会において、交通費も実費計上すべきである、チャージ料そのものは政務調査費として支出することは適当ではないので、23年度からは廃止することとしたいという方向で議論が進められている。チャージ料に係る今回の監査の判断については、別紙資料の判断の下線を引いた部分に当たるが、こういった考え方が監査では示されているが、22年度分についても同様の措置がとられるべきとの考え方である。22年度分については、現行使途基準細目に基づいて既にチャージ料として支出された議員もおられるが、今申し上げた趣旨をぜひご理解いただき、チャージ料として計上したものについては、実費計上に変更していただくか、あるいは計上取り消しなどの必要な措置をとっていただくよう重ねてよろしくお願いたしたい。

**小川理事** ただいまの説明について、質疑等あれば。——それでは、この件についてはよろしくお願いたしたい。

#### 《臨時会及び定例会ポスターについて》

**小川理事** 続いて、臨時会及び定例会ポスターについて、説明をお願いいたしたい。

**議会事務局次長** 臨時会及び定例会のポスターについて、改選後に予定されている臨時会と第2回定例会の議会開催ポスターのデザインを選定していただきたい。本来であれば、改選後の議会のポスターになるので、改選後に選定していただければいいが、印刷や配布等の日程を逆算すると、デザインについては、今の時点でお選びいただかなければい

けないものなので、よろしくお願いたしたい。

では、議会広報担当係長から、選定方法等についてご説明させていただく。

**議会広報担当係長** 臨時会と第2回定例会のポスターについて、これらラフ案の中からお選びいただきたい。

これまで女子美の学生が毎回数枚ずつラフ案を作成していただいております、そのうちポスターまで至らなかった14枚について、今回お願いたしたい。

選定方法については、まず3候補お選びいただき、その中から臨時会と2定、次点も含めて3点、それぞれどれにするかをお選びいただきたい。

**議長** 一番上の一番左側の白いのは。

**議会広報担当係長** 電車の中で、いつも杉並区のことを考えているという、杉並区の地図で、吹き出しで杉並区のことをそれぞれ考えていると。

**議長** 何か白い花でも咲いているのかと思った。

**横山理事** 何か地図が、方南町とかそういうのが書いてあるのか。

**議会広報担当係長** これは道路が書いてあったり鉄道が書いてあったり……

**横山理事** よく見れば地図だというのはわかる。

**鈴木理事** その次と、その白いのと次の赤いのはどういう意味か。

**議会広報担当係長** ここに説明が書いてあり、区民は議会を傍聴しても発言することはできないが、傍聴してその場を共有して目で訴えることで思いが伝わるかもしれないという学生のイメージである。

こちらは、区議会に興味をそそられるようなポスターをつくりたいということで、「傍聴するとけっこういい感じのところまで区のことをかいま見れるかもしれません」というような……

**議長** 3番の左上にかいてある絵は何か。

**議会広報担当係長** これは女性のスカートである。

**大泉理事** サザエのところは何と書いてあるのか。

**議会広報担当係長** これは、区議会ということで、「くぎ」と「貝」を意味している。くぎと貝で区議会。名前を印象づけて区議会に親しみを持ってもらうためのポスターである。

**小川理事** では、1枚1枚説明していただいてもらったほうが早い。5番から。

**議会広報担当係長** 5番目が、絵日記ふうに書いてあり、これは議長と思うが、「きょうは傍聴に行ってきました。楽しかったです」という絵日記である。

これは、赤ちゃんが僕らの未来についていろいろ話し合っているようなイメージで、

「大人がやらなきゃだれがやる」というキャッチコピーが書いてある。

7番については、このような人魚のキャラクターが本会議場を思い浮かべて、私も行きたいという思いで思い浮かべているというイメージである。

8番が、バランスをとっているようなイメージで、市民の参加がないとバランス悪いというイメージでつくられている。

9番が、改めて傍聴する意味を考えるとということで、議会という言葉の意味を書いている。「公選された議員で組織され、選挙民の意思を代表して法律等を決定することを目的とする合議制の機関 国会、都道府県議会、市区町村議会等」ということである。何か辞書からの引用かもしれない。

10番が、「議会中はお静かに」というキャッチコピーで、見るサル、言うサル、聞くサルというようなキャッチコピーが書いてある。

11番が、「わーい、議会だ議会だ」ということで、キャンディにアリが向かっているというイメージのポスターである。

12番が、議会から招待状が届くというようなイメージのポスター。

13番が、色紙を合わせて杉並区の形をつくって、「みんなの手でつくろう杉並」ということで、メイク杉並というデザイン。

14番が、「蟻」という字と「議」が似ているというところからイメージして、「区のために働いています（蟻）」ということで、恐らく議場をイメージしてアリを配置したポスターになっている。

小川理事 横山理事からお願いしたい。

横山理事 私は、1、2、13。

大泉理事 4、6、12。

鈴木理事 私は7番と12番と13番。

議長 2番、14番、10番。

副議長 2、10、12。

小川理事 私は、2、12、8。

それで数が多いということで、2番と12番。10番と13番が一緒である。決選投票で、10番と13番だけに絞る。

横山理事 13。

大泉理事 13番。

鈴木理事 13番。

議長 10番。

副議長 10番。

小川理事 10番。2番と12番はそのまま決まりである。2つ次点ではだめなのか。

議会広報担当係長 2つ次点ということによろしいと思う。

小川理事 では、決定した。2番と12番が正式なもので、10番と13番が次点ということで、2番と12番の、臨時議会と第2回定例会というのは決まるのか。それは任せるのか。

議会広報担当係長 それもきょう、どちらか選んでいただきたい。

小川理事 2番と12番で、臨時会に使ったほうが良いと思うものを。

横山理事 臨時会は右のほうが良いと思う。招待状のデザインが臨時会。

大泉理事 右側が臨時会で。

鈴木理事 同じでいい。

議長 同じでいい。

小川理事 では、決定したので、よろしくお願いしたい。

ほかに、ポスター等について何かあれば。——なければ、この件については決定したので、よろしくお願いしたい。

本日の理事会は以上ですが、ほかに何かあれば。

大泉理事 先ほどの、PASMOやなんかが使えなくなるということについて。

議会事務局次長 Suica、PASMOで交通機関を使うことはできるが、チャージ料は認められないと。Suica、PASMOを使った場合でも、交通実費として計上していただくということになる。

大泉理事 それは何か、かなり不正が出ているのか、それを使ったことで。

小川理事 政務調査費検討会で平成23年度から廃止になったものを説明すれば早いと思うが。

議会事務局次長 6月に、前回の住民監査請求の監査結果が出て、その中では、Suica、PASMOのチャージ料そのものは、ただ単に個人の財布を移しかえただけ、現金を要するに移しかえただけなので、それは政務調査費の支出とは認められないと。それを政務調査費として支出することは条例違反の可能性があるとという監査結果が出された。

その監査結果に基づき、議会内で設置した政務調査費調査検討委員会で、今後はSuica、PASMOについては使うことはいいが、ただ、計上する場合にはそれは交通実費として計上する、実際に政務調査でどこかに出かけたときにSuica、PASMOを使った場合には。

大泉理事 PASMOも全額計上が認められているわけではないのでは。

小川理事 PASMO、Suicaは、平成22年度までは、例えば2,000円、3,000円チャ

ージしたものはそれが政務調査費と認められたが、平成23年度からは、検討調査委員会においても、チャージは認めず、実費計算ということで、Suicaの交通費記録簿を駅から6カ月分でも何カ月分でも出して、その余白のところに、さまざまな、どこに行ったということを記入することは決定している。監査は、本来は平成23年度からだが、平成22年度においてもそのようにしなさいという監査結果ということである。使ってはいけないのではなくて、使ってもいいが、今まではチャージ料を領収書として認められていたが……。

**大泉理事** その利便性というのが全然なくなってくる。金額で、案分が何かでやっていたのでは。その分はほかに使う可能性があるからということで、認められる金額が少なかった。

**議会事務局長** ほかに使う使わないということではなくて、要するに従前の使途基準細目では、PASMO、Suicaについては、小川理事が説明されたとおり、例えば1,000円、2,000円チャージしたとして、それがそっくりそのまま、4分の3の2万円上限という設定はあるが、チャージ料がそのままイコール交通費としていいという取り扱いをしていた。

それが昨年の住民監査請求のときの監査の判断が、Suica、PASMOのチャージ料というのは、そもそも個人の財布を入れかえただけにすぎないのではないかと。要するに実際にどこからどこまで乗って使ったとか、そういうものは一切わからない。実際にどこまで使っているのかは、それだとわからないということがあるので、それは非常に問題だという指摘を受けた。それで、今回の政務調査費検討委員会のほうで議論をして、23年度からはSuica、PASMOのチャージ料は一切認めないという形にしたが、今回の住民監査請求に対する議長の調査回答で、23年度からはチャージ料は廃止をすると。ただ、22年度の取り扱いについても、今回の決定に基づいてしかるべき対応をとるような形でやっていくということを監査に回答で出している。監査はそれを受けて、先ほど次長から説明があったとおり、22年度分についても、政務調査費の取り扱いとして適切な対処を望むものであると。したがって、今回については返還の命令というか、そこまでは指摘はしないという形になっている。

**大泉理事** 毎回毎回、どこからどこまで行ったかということ、利用した場合には、記録しておかなければいけないということか。

**議会事務局長** それが面倒であれば、Suica、PASMOは50件は履歴としてプリントアウトできるので、それをプリントアウトしていただき、私用で使う場合もあるので、私用の分はマスキングをするなりして、あと、バスは金額しか出ていないので、どこか

ら乗ってどこでおりたとか、そういう補記をしてもらって交通整理簿にかえるというやり方でいくということで、前回の政務調査費の検討委員会で一応決めた経過がある。

**小川理事** あとは直接聞いていただければいいかと思う。検討委員会に沿った形ということなので。

**議会事務局長** 該当する議員には、事務局から個別に今のご説明を申し上げ、先ほど次長から申し上げたとおり、交通整理簿に記載ができるものであれば記載をしてもらいなり、あるいは現時点で持っているSuica、PASMOの履歴をとっていただき、それを添付してもらって疎明資料にかえる、そういう形での対応をお願いしたいということである。

**小川理事** ほかに何かあれば。——それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉じる。

(午後 2時 閉会)